

大阪狭山市エネルギー価格高騰対策事業者支援金 よくある質問

「制度について」

Q1	支援金の目的は
A1	電気・ガス等のエネルギー価格高騰により経営負担を強いられている市内事業者及び本市内に住所を有する個人事業主に対して支援金を給付し、事業者の経営の安定及び事業継続を図ることを目的として実施します。

「対象者について」

Q1	複数の店舗を運営しているが、それぞれで申請できるか
A1	<個人事業主> できません。個人事業者の場合、複数店舗を運営していても確定申告は1つになるためです。対象の全事業所分を合算して申請してください。 <法人> 一つの法人として運営している市内の全事業所分をまとめて申請してください。別法人での運営となっている場合は、法人ごとにそれぞれ申請できます。

Q2	主たる収入を雑所得または給与所得で申告しているが、支援金の対象となるか
A2	主たる収入を雑所得または給与所得で申告している場合、それが雇用契約に基づかない報酬であれば、本給付金を申請することが出来ます。その場合、業務委託契約書等の写しといった、業務委託契約の分かる書類の提出が必要になります。

Q3	主たる収入を雑所得または給与所得で申告しており、配偶者の扶養に入っている。この場合給付金の対象となるか。
A3	対象となりません。主たる収入を雑所得または給与所得で申告している被扶養者については、世帯の主たる収入が別にあると考えられるからです。また、被雇用者についても給付金の対象外となります。

Q4	事業を承継した場合、給付金の対象となるか。
A4	個人事業主として令和7年9月30日以前から市内において法人化以降と同じ事業を営んでいれば対象になります。その場合は、廃業届・法人設立届出書等の事業を継承したことがわかる書類が必要となる場合があります。

Q5	確定申告で経費として光熱費の申告をしていない場合、対象となるのか。
A5	光熱費として経費計上していることが必要ですので対象となりません。ただし、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入とし、雑所得または給与所得で確定申告をしている個人事業主、「申請について」Q1に該当する事業者にあつては、この限りではありません。

Q6	NPO法人で、収益事業を行っていないため、法人税の確定申告をしていないが、本給付金の申請はできるか。
A6	申請できます。この場合、営業実態を確認することができる書類として「直近1年分の法人税確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の代わりに直近1年分の活動計算書等の書類を提出していただきます。

「申請について」

Q1	税務署で、収入が少なく確定申告が不要と言われたが、申請可能か。
A1	市民税・府民税申告書を代替書類として申告することができます。その際、市民税・府民税申告書に、事業所名や所在、売上部分等の記載等がない場合は、別途証明書類が必要となる場合があります。

Q2	確定申告書を紛失したのだが、どうすればいいか。
A2	所管の税務署で再発行の手続きや閲覧が可能です。手続きには数週間かかる場合もございますので、早めの手続きをお願いいたします。

Q3	テナントを借りて営業しており、電気料金は電気会社ではなく、ビルオーナーへ支払いを行っているが、対象になるか。
A3	ビルのオーナーが電気料金・ガス料金を一括して支払っており、オーナーへ電気料金・ガス料金を支払っている場合にも、本給付金の対象になります。この場合、オーナーからの領収証を提出してください。

Q4	対象経費は税抜きと税込みのどちらの金額を記載するか。
A4	税込みの金額を記載してください。

Q5	領収証等を紛失してしまった場合、申請できるのか。
A5	領収証がない経費は対象となりません。紛失した場合は、ご利用の電力会社・ガス会社等に再発行をご依頼ください。またWeb版の領収証や通帳の写しでも申請は可能です。（ただし、〇月分及び使用場所の記載がない場合は、購入先に確認の上、余白に手書きで記載すると共に、直近の領収証（検針票）を1か月分添付してください。）

Q6	クレジットカードで支払いをしている場合は領収証の代わりに何を添付すれば良いか。
A6	クレジットカード会社の利用明細（費用名又は支払先が記載されている）のほか、引き落としが確認できる通帳の該当部分の写し等を添付してください。法人の場合は、カードの名義は問いませんが、引き落とし口座が法人の名義であるものが対象となり、個人の場合は、代表者名義のクレジットカードで、引き落とし口座が代表者個人の名義であるものが対象となります。クレジットカードによる支払の場合は、口座からの引き落としが完了してからの申請になります。

Q7	青色申告をしている個人事業者で申請する際、全ページ提出しなければならないか。
A7	損益計算書についての記載がある1ページのみで構いません。

Q8	1ヶ月の光熱費のみで対象経費を45万円以上計上している場合であっても、他の月分の経費の領収証等の提出が必要か。
A8	1ヶ月の光熱費で45万円以上に達する場合は、それ以外の月分の領収証等の提出は必要ありません。

Q9	ネット銀行のため通帳がない場合はどうすればよいか
A9	金融機関名、支店番号（支店名）、預金種別（普通・当座）、口座番号、口座名義人（カナ名義）の5点を確認する必要がありますので、ネット上の当該情報が分かる画面のスクリーンショットのコピー（またはキャッシュカードのコピー）を同封してください。

Q10	申請書の記入を誤ってしまった場合、どうすればよいか。
A10	記入を誤ってしまった場合は、再度、申請書を作成してください。

「給付要件について」

Q1	灯油代をプリペイドカードで購入している場合、どのように計上するのか
A1	プリペイドカードを購入した月ではなく、実際に灯油を購入（プリペイドカードを使用）された月で計上してください。

Q2	事業所を事業所兼居住用住宅としている場合、補助対象経費はどうなるのか。
A2	事業所として利用する割合で計算してください。

Q3	薪ストーブ用の薪は補助対象経費として申請できるか。
A3	光熱費として申請できます。

Q4	溶接の際に使用するアルコンガスは燃料費の区分で申請できるか。
A4	申請できません。アルコンガスは不燃性で、エネルギーを生み出すものではなく、溶接を補助するものであるため、燃料には該当しません。

Q5	市外の事業所に係る電気料金、ガス料金及び燃料費は対象となるか。
A5	市外の事業所に係る費用は対象となりません。

Q6	光熱費、燃料費の計上月の基準はあるのか
Q6	購入会社が領収証に記載の使用月分を原則とします、記載のない場合は、利用期間の日数が多い方の月（同じ場合は若い方の月）とします。 （例：令和7年1月20日～令和7年2月19日→使用月は2月分とする。） 利用期間の記載もない場合は請求月の属する月とします。